

丸三口座振替サービス取扱約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、丸三証券株式会社（以下「当社」と言います。）と、当社が指定する提携銀行（以下「提携銀行」と言います。）が提供する丸三口座振替サービス（以下「本サービス」と言います。）に関する当社とお客様との間の取決めです。

2 お客様がご利用になる本サービスに関する権利・義務は、丸三口座振替サービス取扱約款（以下「本約款」と言います。）に別段の定めがある場合を除き、提携銀行の本サービスに関する規程のほか、当社約款・規定集に基づき取り扱います。

(本サービスの内容)

第2条 お客様は本サービスを利用して、提携銀行のお客様の預金口座から有価証券の買付代金等を引き落とし、当社のお客様口座に入金することができます。

2 本サービスを利用するには、当社に対して都度引き落とし金額をご指示いただきます。

(本サービスの利用申込み)

第3条 お客様が次の(1)から(3)までのすべてを満たしている場合に、当社が定める方法により本サービスの利用申込みができます。

- (1) 当社約款・規定集の内容をご理解のうえ、当社に証券総合口座を開設されていること
- (2) 提携銀行に当社の証券総合口座名義と同一名義の、所定の預金口座を開設されていること
- (3) 本約款の内容を理解され、お客様の責任においてご利用いただけること

2 お申込みから手続き完了まで3週間程度かかることがあります。

(本サービスの利用要領)

第4条 お客様の本サービスのご利用は、以下(1)から(7)の要領で行っていただきます。

- (1) 本サービスは当社営業日の所定の時間内に限り利用できます。
- (2) 本サービスはお客様からご指示があった場合に限り実行しますので、都度お取引営業店へご指示下さい。MARUSAN-NETご利用のお客様はMARUSAN-NETからご指示いただくこともできます。
- (3) ご指示をいただいた後の取消し、変更等はできません。
- (4) お引き落とし日はご指示をいただいた日の当日とします。先日付の引き落とし指示はできません。
- (5) お引き落とし指示金額をお引き落としのご指示より前に、所定の提携銀行口座にご入金下さい。なお1日あたり所定の上限額を定めています。
- (6) お引き落としの結果につきましては、お引き落とし後最初に発行する取引残高報告書に記載しますので記載内容をご覧下さい。
- (7) 万一、提携銀行口座の残高不足等によりお引き落としできなかった場合は、当社の案内に従い入金等の対応をしていただきます。

(利用手数料)

第5条 本サービスの利用手数料は無料です。

(サービス内容等の変更)

第6条 当社はあらかじめお客様に通知することなく、本サービスのサービス内容等を変更することがあります。

2 当社の判断により、すべてのお客様に対して本サービスの一部又は全部を終了することがあります。

(届出の変更等)

第7条 お客様の氏名、住所、提携銀行口座その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当社所定の書面によりお取引営業店宛に届け出るものとします。

(本サービスの停止)

第8条 当社は、次のいずれかの事由によりお客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの一部又は全部を停止することがあります。

- (1) 機器の保守・点検
- (2) その他、当社又は提携銀行が必要であると認めた場合

(本サービスの解約)

第9条 次に掲げるいずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。

- (1) お客様が、所定の方法により本サービスの解約を申し出られた場合
- (2) 当社約款・規定集に基づき証券総合口座が解約された場合
- (3) 本サービスをご利用頂くことが不相当であると当社が判断した場合

(免責事項)

第10条 次に掲げる事項により生じた損害について当社はその責を負いません。

- (1) やむを得ぬ事情による本サービスの提供中止・中断により生じた損害
- (2) 通信機器、回線、コンピュータ等のシステム障害により生じた損害
- (3) お客様の過失により生じた損害

(約款の変更)

第11条 本約款は法令改正等、必要が生じた場合に改定することがあります。その場合、改定後の本約款の内容や改定の効力発生時期等は店頭掲示、当社ホームページその他相当の方法により開示致します。

(個人データの第三者提供の同意)

第12条 本サービスの利用にあたりお客様名義の確認のため、当社が株式会社日本カードネット及び提携銀行にお客様の個人データを提供することに同意するものとします。